

宛名番号	—
------	---

# 長期優良住宅に対する固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

菰野町長 あて

長期優良住宅  
の所有者

住所

氏名

生年月日 年 月 日

TEL

認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の適用を申請します。

- ・家屋の所在地 菰野町
- ・家屋番号 番 の
- ・種類 1.一般住宅 2.併用住宅 3.中高層耐火住宅
- ・構造 ・
- ・床面積 総床面積 m<sup>2</sup> (内住宅部分 m<sup>2</sup>)
- ・建築年月日 年 月 日
- ・登記年月日 年 月 日
- ・居住の用に供した日 年 月 日

※ 別荘等を新築された方に使用状況をお尋ねします。

1. 月に1日以上居住している (する)
2. 年間10日以内しか使用しない
3. その他

## 〔添付書類〕

### 長期優良住宅認定通知書(写し)

## 長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置

長期優良住宅を新築した場合、当該住宅にかかる固定資産税が減額されます。その内容は以下のとおりです。

### ● 対象物件

平成21年6月4日から地方税法の定める期限までに新築された「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅

### ● 適用対象は次の要件を満たす住宅です

1. 専用住宅や併用住宅等で、月に1日以上居住の用に供する家屋（併用住宅については居住部分の割合が2分の1以上のものに限ります）
2. 床面積要件  
居住部分の床面積が50㎡（一戸建て以外の貸家住宅にあつては40㎡）以上280㎡以下

### ● 減額の内容

〔一般の住宅〕

住宅部分の120㎡分に相当する固定資産税が新築後5年度分について2分の1になります。

〔3階建以上の中高層耐火住宅等〕

住宅部分の120㎡分に相当する固定資産税が新築後7年度分について2分の1になります。

### ● 減額手続き

新築された翌年の1月31日までに、長期優良住宅認定通知書の写しを添付した減額申告書を提出していただく必要があります。